

別表 1

与那原町児童相談システム導入に係る構築等業務委託に係るプロポーザル評価基本指針

1. 趣旨

この基準は、与那原町児童相談システム導入に係る構築等業務委託に係る受託候補者を 選定するために必要な事項を定める。

2. 審査項目

- ①審査項目の評価割合は以下の通りとし、合計点を100 点とする
- ②評価は、以下の評価項目ごとの評価点数の合計点数によって競う「総合評価方式」により行う
- ③評価点は評価項目ごとに小数点第2位以下を切り捨てる

3. その他

- ①技術提案書等は、下記評価項目ごとに見出しをつけて提出すること

評価項目		配点	審査事項	備考
一次審査	業務に関する実績	10	県内他団体への導入実績	別紙4
	業務実施体制	5	業務実績を有した職員で構成されているか。 (経験年数、実績等)	別紙5-1, 5-2, 6, 7
	機能要件書	20	機能要件一覧に記載した全項目に基づく対応可否の回答から、評価を行う。	別紙13
	提案価格	5	費用の妥当性、コストを圧縮する工夫がされているか。	
二次審査	業務工程、スケジュール	10	導入スケジュールが具体的で無理のないものになっているか。	
	法改正やバージョンアップ対応	10	法改正やバージョンアップ等に対する考え方や取組について示されているか。	別紙8
	サポート体制 (システム稼働前、稼働後)	10	システムの導入が円滑に行えるサポート体制及び職員への操作説明会などが具体的に示されているか。 障害発生時の対応(連絡体制、対応時間等)は妥当なものか。	別紙8
	システムの機能及び特徴	20	提案システムの操作性、機能及び特徴が優れたものであるか。 仕様書の目的に沿ったシステムであるか。 業務の効率化につながるシステムであるか。	別紙8
	プレゼンテーション	10	本業務の趣旨をよく理解し、プレゼンテーションは内容がよく検討されたものであり、効果的な提案内容か。また、その他独自提案・PR等の内容は本業務を達成するために有利な内容か。	
合計		100		